

## 基準津波の選定方針（プロット版）

- ・ 高浜サイトは、襲来の虞のある津波に対し、敷地が比較的低い。  
防潮堤・貯水堰などのハード対策は、海水ポンプの停止を長期に要するなど、影響も大きいことから、防潮ゲートを活用した津波防護とする設計。
- ・ 具体的には、防潮ゲートの運用を前提に、以下の2通りの防護設計とする。
  - ① 外郭防護内に津波を浸入させないことでドライサイトを達成する。
  - ② 外郭防護内に津波が浸入するが、敷地・取水影響を及ぼさないことを担保する。  
（必要に応じて、ゲート運用等によって担保する。）
- ・ 上記を踏まえ、基準津波は、以下の①、②-1、②-2の整理において、それぞれで影響が最大となる波源とする。
  - ① 津波到達時に防潮ゲート閉（警報に基づく防潮ゲート閉止）⇒ 基準津波1
  - ② 津波到達時に防潮ゲート開（外郭防護内に津波浸入）
    - ②-1: 警報に基づくゲート閉止が間に合わない ⇒ 基準津波2
    - ②-2: 警報が発表されずゲート閉止ができない ⇒ 基準津波3, 4
- ・ ②-2の基準津波3, 4では敷地・取水影響が生じることから、浸入した津波の潮位変動をトリガーとして防潮ゲートを閉止する対策を講じることで影響を回避する。  
防潮ゲート閉止のトリガーは、基準津波3, 4のパラメータスタディによって妥当性を確認した値で設定する。  
したがって、津波防護に不可欠なトリガーの設定に用いた波源である基準津波3, 4は、この観点でも基準津波として選定しておく必要がある。  
また、トリガー検知されずゲート内に侵入する津波の波源は、いずれも敷地影響がないことが確認できているため、これらは基準津波として設定しない。
- ・ 以上の結果を踏まえ、入力津波は、基準津波1～4に対して以下のゲート開閉条件を考慮して設定する。  
基準津波1：ゲート閉 基準津波2：ゲート開 基準津波3, 4：ゲート開⇒閉
- ・ なお、基準津波3, 4のパラスタケースのうち、トリガーで検知しないケース（施設影響のないケース）については、設定した入力津波への影響確認を、設工認にて行う。

以上